

## 特記仕様書（畑地かんがい末端散水器具）

### 第1章 総則

#### 第1節 一般

- 1 本特記仕様書は、令和2年度畑地帯総合整備事業（担手支援）住吉2期地区 畑地かんがい末端散水器具材料調達 その1に適用する。
- 2 本仕様書に定めのない事項については、「農業土木工事共通仕様書（平成30年4月（令和2年4月改定）農政水産部）」に準じる。

### 第2章 材料

#### 第1節 規格

- 1 使用材料は、すべて日本工業規格（以下「JIS」という。）または、これに準拠したものでなければならない。
- 2 材料の耐用年数は、10年以上でなければならない。
- 3 納入材料は、納入に先立ちその品質規格寸法等について、主要材料納入願いを担当者に提出し、承諾を得た後に納入すること。

#### 第2節 検査

- 1 材料検査に合格したものであっても使用時に損傷変質変形したとき、または発注者が不良品と認めたときは、新品に取り替えるものとする。

### 第3章 器材規格

#### 第1節 散水チューブ タイプC

##### 1 散水器

- ・ ノズル型とし、作業圧0.05～0.2Mpaの時、吐出量1.00～1.80L/分程度のものとし、ノズルの散水形式は、全周散水タイプとする。

### 第4章 散水器材の搬入

#### 第1節 運搬

- 1 器材の積み卸しに際しては、突き放し、放り投げ、引き下ろし等によって器材に衝撃を与えてはならない。特に両端接続部、塗覆装部を損傷しないように必要に応じて保護を行うとともに、取り扱いは、慎重に行なわなければならない。
- 2 運搬に際しては車体の振動等による器材の損傷を避けるため、ゴムシート、ムシロ等で保護を行うものとする。

#### 第2節 搬入場所

- 1 搬入場所（宮崎県宮崎市大字塩路内）については、あらかじめ発注者と打ち合わせを行い、発注者が指定する場所に搬入するものとする。

## 第5章 その他

### 第1節 協力体制

- 1 器材を納入後、最初の使用に当たり不具合が生じた場合には、その原因を明らかにするとともに、協議の上、受注者において修理・交換を行うものとする。
- 2 器材の取扱い等について、使用者からの問合せに対応できるよう、問合せ窓口等を明確にしておくものとする。